# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
25	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務書	基礎項目評価

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

北海道函館市長

#### 公表日

令和7年4月16日

#### I 関連情報

」	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	函館市ひとり親家庭等医療費助成条例に基づき, 医療費の助成に関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては,次の事務に使用している。 受給者の認定に関する事務
③システムの名称	医療費助成システム 団体内統合宛名システム 中間サーバファイル
2. 特定個人情報ファイル	名
ひとり親医療費助成受給者台	帳ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用および特定個人情報の提供に関する条例別表第1の2
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	子ども未来部子育て支援課
②所属長の役職名	子ども未来部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求
請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	子ども未来部子育て支援課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3181
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	令和6年3月31日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年3月31日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい <mark>値判断結果</mark>
基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	重点項目評個	<選択肢> (選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  証書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワー	ークシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	消去
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	<選択肢>
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· <mark>各発</mark>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いとま	きえられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   後限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生しないよう、チェック体制の強化等の対策を講じている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1対 象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	時点修正
平成29年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	時点修正
平成30年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1対 象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	時点修正
平成30年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	I 4②法令上の根拠	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第14号, 特定個人情報保護委 員会規則	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号 に基づく特定個人情報の提供に関する規則 (平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条	事後	
令和1年6月26日	I 5②所属長の役職名	こども未来部子育て支援課長 兵庫 隆俊	子ども未来部子育て支援課長	事後	様式変更による
令和1年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1対 象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	(項目なし)	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1対 象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年6月18日	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年6月18日	Ⅳ リスク対策 4 特定個人 情報ファイルの取扱の委託	[ 〇 ] 委託しない	[ ] 委託しない 十分である	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1対 象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号 に基づく特定個人情報の提供に関する規則 (平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1対 象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和6年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1対 象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年5月31日時点	事後	
令和6年7月2日	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年5月31日時点	事後	
令和7年4月16日	1   関連情報 3 個人番号	函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく	番号法第9条第2項 函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用および特定個人情報の提供 に関する条例別表第1の2	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十	記載なし	2)十分である	事後	
令和7年4月16日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ころが	記載なし	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生しないよう、チェック体制の強化等の対策を講じている。	事後	
令和7年4月16日	Ⅳ リスク対策 11 最も優 先度が高いと考えられる対策	■	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損への対策	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 11 最も優 先度が高いと考えられる対策	記載なし	2)十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月16日	IV リスク対策 11 最も優 先度が高いと考えられる対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記載なし	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生しないよう、チェック体制の強化等の対策を講じている。	事後	